

教育合同

2026年5月15日
第27号

1部10円(組合員は組合費を含む)
郵便振替00960-7-117274

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)
発行人 高田 晴美
連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

第97回中之島メーデー

生きるために、今 私たちは立ち上がる

5月1日、中之島公園剣先広場において第97回中之島メーデーが開かれました。悪天候が予想されていましたが、集会からデモまで晴天が広がる良い一日となりました。

連帯あいさつでは、大阪労働者弁護団から高市政権で目論まれている憲法改悪の危機に触れ、戦争になれば労働運動どころではなくなってしまう、9条を変えさせない取り組みの重要性が訴えられました。

各政党・議員あいさつでは社会を変えるためには生身の人間が行う横の連帯が必要であること、現在の国会の中には労働問題を取り上げる専門家がおらず、労働者の代表を政治の場に送

らなければ、労働組合に辿り着けない労働者も多数いることなどが報告されました。

今回のメーデーでは、若手組合員の主張を聞くルーキーズという時間が設けられました。それぞれの組合で活躍する若手組合員たちがこれからの労働運動をどうしていくべきかなど率直な意見が述べられました。キラキラと輝く労働運動が若者を惹きつけるという意見が印象的でした。



公務員の労働権を改めて問う

争議アピールでは、組合からも現在行なっている大阪府の団交拒否問題についての支援を訴えました。他の労組からは労働委員会が不当労働行為に対する勝利命令を勝ち取ってもそれを無視し続ける使用者との長い闘いについても報告されました。残念なことに労働委員会命令をおろそかにする使用者がいることも確かです。それでも憲法28条の実効性を確保する労働委員会へ

の不当労働行為救済申立は、労働組合にとってなくてはならないものです。それなのに公務員については不当労働行為救済申立を却下する大阪府労働委員会の判断では、公務員を組織する労働組合は団交拒否をされてもどうしようもない、団交もできない労働組合がどうやって労働問題を解決できるのか、あらゆる労働法を適用除外とする地方公務員法の違憲性を改めて問う裁判への注目を訴えました。

450名の参加者によって中之島メーデーアピールが採択され、集会後は西梅田まで沿道の人々にアメリカ・イスラエルによるイラン攻撃反対や戦争につながる憲法改悪反対などを訴えデモを行いました。

酒井さとえ(書記長)

‘26全学労組文科省交渉 準備開始!

26年度夏の文科省交渉に向けて、2月に1回目の会議を持ち、4月26日に2回目の会議を持ちました。今年度の重点項目は①給特法の廃止②教員不足③休憩時間未取得④長時間労働・働き方改革の4点としましたが、デジタル教育の問題を滑り込ませたいところです。昨年、現時点で文科省に問いたいことを重点項目とし、それに沿った項目で「申入書」を作成することとなりました。毎年、白紙の状態から「申入書」を作ろうと決めたのですが、2年目にしてこれは大変なことだと自覚するに至っています。それぞれの組合が違ったスタイルで申し入れ文を持ち込むので統一

感を持たせるのに一苦労です。重点項目の①～④は連動しており、早期解決を求めたい課題です。中でも、昨今の様子から、教員不足の問題が労働条件の更なる悪化をもたらしているように思われます。文科省はその要因を昨年の交渉で、大量の定年退職者の穴埋めに行われた大量採用の世代による産育休の増加、大量採用が続いたことにより今まで産育休代替を担っていた人たちの減少という構造があるためと、文科省のせいではないという答弁をしました。25年度に全国の公立学校で生じている不足教員は3827人。前回調査の21年度に比べて1.85倍になったとされています。

この問題は10年以上も前から指摘されていましたが、十分な調査をしなかった文科省の責任は問われていません。この問題の始まりは、正規雇用教員の削減、教員の非正規化、生じた不足は単年度の加配で乗り切る政策(加配制度が更に教員の非正規化を促進)が関係したのではないかとされています。しかも、国が加配定数の予算を付けても実際に学校現場にその人数分の教員は配置されていません。その原因の一つが2007年の教員免許更新制導入です。これは非正規雇用教員の供給を減らす政策となりました。じわじわと教員不足は広がっていったのです。特にコロナ禍

で加配教員3100人分が補正予算で計上されましたが、実際には急に非正規教員を見つけることは困難で、申請すらできない自治体が多かったという実態があったようです。教員不足の原因は、他にも給与面、休憩なしの長時間労働などの問題から教員志願者の減少、教員離れを生じさせているところにもあります。文科省は、これらの問題に正面から向き合うどころか、自分たちの政策の振り返り・反省もなく、給特法の続行で乗り切ろうとしています。このあたりを交渉でつづけたらいいのですが、時間制限が壁になっています。

高田晴美(執行委員長)

府労働委員会決定取消請求事件裁判

5月13日、大阪地裁809号法廷で第2回口頭弁論が開かれました。組合代理人弁護士から組合が訴えた2つのポイントについて解説がありました。

1つ目は非現業一般職公務員に労働委員会を使わせないのはおかしいという点です。



労働委員会は憲法の保障する労働基本権の擁護が目的で、裁判所ができないことをするところです。その労働委員会の利用を公務員にさせないというのは憲法28条に違反しているという、違憲裁判という点です。かつて全農林警職法事件で最高裁は公務員スト禁止の件で合憲判決を出し、合憲の理由に財産民主主義を挙げました。組合は今回賃上げを要求したわけではなく、雇用について、雇い止めの理由を団交で説明してくださいとだけ言っているのです。

2つ目は非正規公務員（＝会計年度任用職員）に対して

労働基本権の道を閉ざすのかということです。地位、身分が不安定な非正規公務員に雇い止めの理由、また雇用について団交で説明を求めてもいいのではないかとということです。裁判所も今回新しい主張と認めたのが、憲法14条に違反する点です。民間労働者は労働委員会が使えるのに公務員に使わせないのは「法の下での平等」に反するという主張です。

裁判所が被告の府に反論を出すように、また同時にこれまで労組法適用だった特別職（非正規公務員）に国がなぜ会計年度職員制度を導入した

のか、その法改正の趣旨を説明できる資料を出しなさいとといったことです。双方の議論がかみ合うように裁判所が正しい訴訟指揮判断をしたといえます。

山口昌孝（書記次長）

* 第一回期日の後に行われた集会の様態です。裁判の争点がよくまとめられていますので、ぜひ、視聴してください。



次回は7月8日（水）午前11時 809号法廷です！

文化おちこち (288) 武道が西洋へ旅する

50年以上前、ブルース・リーは武術映画で世界的に有名になり、西洋へ「素手による格闘」の全く新しい考え方を広めました。体の小さな男が、自分より大きな相手や複数の相手を倒すという発想は全く新しく、西洋の人々はこぞってカンフーや空手を学び始めました。

リー自身は当初、柔らかな流派である詠春拳を修行しましたが、この流派のいくつかの弱点に気づくと、パンチやキックの威力のあるボクシングや空手を学び始め、やがて「ジークンドー」と呼ばれる独自の流派を作りました。リーによれば、独自の格闘スタイルはこれまでの制約から脱却し、自由に流れる自己防衛術を生み出しました。彼はあらゆる種類の攻撃へ効果的に対応する柔軟で開放的な心を保つため、弟子たちに「水のように形を持たないこと」を奨励しました。また、「戦闘の『哲学』」も、西洋人の考え

* 4月号1の日本語訳です

方にはまったく新しいものでした。リーは自分の心を鍛え操作することを学ぶことで、勝利への心構えを導く可能性を示しました。それは、心そのものが訓練可能な武器であるかのように。

それからずっと後、ジャッキー・チェンが西洋で映画を作り始め、アジアの格闘術の第三の側面、すなわち「絶対に必要な時だけ戦う」という考えが西洋の意識に浸透しました。ジャッキーは紛争を避けるために最善を尽くし、しばしば過酷な苦難にあいます。そして、他に選択肢がなくなるとやむを得ず肉弾戦に訴えます。武力行使がしばしば強国にとって第一の選択肢となるこの世界において、アジア諸国は国際舞台で「平和の仲介者」として、もっと積極的に行動すべきではないでしょうか。

(余談：ジャッキー・チェンは、ブルース・リーの代表作2本でスタントマンを務めていた。) (孫悟空)

第38回定期大会に参加を！

5月30日(土) 14:00より、エルおおさか5F研修室2を全体会場として、スタートします。開場は13:30です。今回は分科会継続とするか、全体で討論会とするかを皆様のご意見を聞いて決めようとなりました。結果、分科会を継続してほしいというご意見が強かったので、今年度も分科会形式を取ることにしました。分科会は①給特法ではない私学の労働実態 ②デジタル教育の課題 ③英語で話す分科会！の3つです。今回、案内の送付のときに分科会継続の決定がされていなかったため、どの分科会に参加をするかの集約ができていません。受付で、どの分科会に参加されるかを記入していただくように

しますので、ご協力お願い致します。参加人数を見て、分科会の部屋(501 503 研修室2)の割り振りを行います。分科会に分かれる前に開催場所の連絡をします。分科会のあと再び全体会という流れになりますが、その全体会の最初に昨年12月5日に提起しました府労委決定取消訴訟について、話をする時間をいただく予定です。第5号議案 解雇撤回等のためのストライキ権確立に関する件が可決されましたら、その場で投票開始としようと考えています。

1人でもたくさんの方が定期大会に参加されますよう、お願い申し上げます。

(執行部)

EWA 9条がイランへの自衛隊派兵の盾に▼戦争を放棄しその為の矛(軍備)を持たせないのが9条の本来の趣旨▼自衛のための戦力(自衛隊)は合憲とし最後は「解釈改憲」で9条は張

子の盾に▼空洞化した9条の盾で派兵(矛)を防いだのなら文字通り反意の「矛盾」か?▼中国への抑止力とする軍拡は米国の核の傘の下でしか効果なし▼ならば核の傘を閉じると舌先三寸のトランプにどう対処する。